

第4節 農林業関係者の復興支援

市は、大阪府及び関係機関と協力し、被災した農林業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 1 農林業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 農林漁業金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農林業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減などの特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 農林業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。
- 5 被災した農林業関係者がこれらの融資を受けた場合、利子の補給等の措置を講ずる。